

## 令和3年白浜町議会第3回定例会 会議録(第2号)

1. 開 会 令和3年9月16日 白浜町議会第3回定例会を白浜町役場  
議場において9時55分開会した。

1. 開 議 令和3年9月16日 9時56分

1. 閉 議 令和3年9月16日 14時25分

1. 散 会 令和3年9月16日 14時25分

1. 議員定数 14名 欠員 1名

1. 応招及び不応招議員の氏名  
第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名  
出席議員 13名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	堀	匠	2番	楠本	隆典
3番	廣畑	敏雄	4番	西尾	智朗
5番	正木	秀男	6番	南	勝弥
7番	小森	一典	8番		
9番	辻	成紀	10番	松田	剛治
11番	溝口	耕太郎	12番	長野	莊一
13番	堅田	府利	14番	水上	久美子

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 濱口 伊佐夫 事務主任 鈴木 保典

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 澗	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	豊 田	昭 裕			
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	石 田	健
総務課長	愛 須	康 徳	税 務 課 長	岩 城	祐 朗

民生課長	中本敏也	住民保健課長	泉芳明
生活環境課長	廣畑康雄	観光課長	寺脇孝男
建設課長	玉置康仁	上下水道課長	清水寿重
地域防災課長	木村晋	会計管理者	玉置孔一
消防長	久保道典		
教育委員会			
教育次長	榎本崇広	総務課副課長	山口和哉

## 1. 議事日程

### 日程第1 一般質問

## 1. 会議に付した事件

### 日程第1

## 1. 会議の経過

### ○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。地方自治法第113条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、ただいまから白浜町議会令和3年第3回定例会2日目を開会します。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 濱口君

### ○番外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程については、お手元に配布しています。

本日は一般質問を予定しています。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催、また、本日散会後に議員懇談会の開催、そして、決算審査特別委員会の事前協議をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

### ○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしく申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

---

## (1) 日程第1 一般質問

### ○議長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

通告順1番、14番 水上君の一般質問を許可します。

水上君の質問は、一問一答方式です。通告質問時間は60分でございます。質問事項は、1つとして、町営墓地の管理について、2つとして、新庁舎や図書館建設の進捗等についてであります。

初めに、町営墓地の管理についての質問を許可します。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

議長のお許しをいただきました。通告に従いまして一般質問させていただきます。

それでは、まず最初に町営墓地の管理についてお尋ねします。

それでは、町営墓地の管理について質問させていただきます。

まず最初に、少子化、核家族化や転勤などで墓の管理、継承ができないという相談を受けました。また、経済的な理由や子どもや孫がこの地にいないからというのも理由だといえます。

かれこれ20年前には、旧町内で墓地が足りないと住宅地の真ん中に少し広い空き地があると、業者が墓地にしたいと周辺住民や町内会に話がありました。業者によると、墓があると子々孫々までこの地との縁が切れないというような説明をされていたように思います。

しかし、今、時代やニーズが変わり、墓じまいをする方が増えているようで、現在の墓地の動向はどうでしょうか、お尋ねします。

○議 長

水上君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま、水上議員より町営墓地の管理についてご質問をいただきました。

現在、町営墓地につきましては、白浜町営中央墓地、白浜都市計画墓園、立ヶ谷墓地の3つの墓地があり、白浜町営中央墓地と白浜都市計画墓園の2つの墓地を直接管理しているところであります。

墓地の使用状況については、全国的に見ても減少傾向にあり、町営墓地についても同じ傾向にあります。

現在の町営墓地の動向については、担当課長より答弁しますのでよろしく申し上げます。

○議 長

番外 生活環境課長 廣畑君

○番 外（生活環境課長）

町営墓地の動向につきましては、年1回の使用者抽選会を実施し、墓地使用者の募集を行っているところですが、年々応募件数が減ってきている状況であります。特に平成21年度以降は、募集区画数より応募件数が少なく、さらに返納区画もございますので、未使用区画が増加している状況となっております。

現在、白浜町営中央墓地と白浜都市計画墓園を合わせて、総区画数が1,345区画であり、うち106区画が未使用区画となっております。

以上です。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

他所では使用者が分からず墓石だけの放置や無縁墓が増えていると報告されていますが、白浜町での墓地の実態調査というのはできているのでしょうか。

○議 長

番外 生活環境課長 廣畑君

○番 外（生活環境課長）

白浜町における墓地の実態調査についてでございますが、宗教法人が運営している墓地や、個人、地域による共同墓地等、いわゆるみなし墓地が多数存在することは承知しておりますが、町営墓地以外の実態調査は行っていないところでございます。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

放置された墓は雑草の対処もできておらず、隣近辺に迷惑をかけている状況でございます。放置された墓石は倒壊のおそれもあり、他県では無縁墓の防止に向けた取組や更地にする費用に予算化しているケースもあります。盆前には放置された墓地の草刈り願いの通知を担当課が出し、指導、啓発していただいておりますが、9月になっても手つかずの墓があります。これら放置されている墓の通知件数はどれぐらいあるのか。

また、通路まで雑草が伸び、私のところには数件苦情も来ます。以前に一般質問したこともあります。トラブル等はないか、所有者に理解を求め、公衆衛生上の視点からもさらに指導が必要だと思っておりますが、今後どのように対処されるのか、伺います。

○議 長

番外 生活環境課長 廣畑君

○番 外（生活環境課長）

墓地の未管理者への対応についてでございますが、草刈り等の適正な維持管理をお願いするため、昨年度の実績になりますが、100件の要請通知を行ったところでございます。そのうち93件については改善を行っていただいております。現在で未対応のものについては7件となっております。また、町としましては、墓地内の通路、のり面等につきましては、年4回の草刈りを実施し、墓地内の環境整備を図っているところでございます。

近年は、計画的な環境整備を図っているところであり、特にトラブルや苦情等は聞いてございませんが、引き続き徹底した管理指導を行ってまいりたいと考えております。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

調べてみますと、無縁墓は全国で増えていて、九州の自治体では無縁墓が69%に上る、背景には人口流出や高齢化があると説明しています。白浜での無縁墓や放置されている墓の

割合と、どのような理由なのか、お尋ねします。

○議 長

番外 生活環境課長 廣畑君

○番 外（生活環境課長）

町営墓地におきまして、使用許可を行っている区画数は1, 232区画でございます。そのうち使用者や継承者が不明となり、放置されている区画数が28区画、割合としましては約2.3%となっております。これは使用者が亡くなり、長い間継承手続がなされないまま放置されたことにより、祭祀継承者が特定されていないこと等が原因ではないかと考えてございます。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

生活様式の多様化により、近年樹木葬、そして散骨、手元供養などの新たな葬送をされ、墓を持たない選択をされる方もいらっしゃいます。この場合の法規制などはあるのでしょうか。お尋ねします。

○議 長

番外 生活環境課長 廣畑君

○番 外（生活環境課長）

墓地は先祖代々受け継がれることが一般的でございましたが、人口構造や家族形態が変化する中で、議員ご指摘のように、近年は樹木葬などを希望する葬祭スタイルが増え、墓地に対する考え方が大きく変化している状況でございます。樹木葬、散骨、手元供養などの場合の法規制につきましてですが、地方自治体における墓地行政は、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づいて対応がなされており、樹木葬につきましては、「墓地、埋葬等に関する法律」により経営許可を取っているものに対して使用が認められています。また、「墓地、埋葬等に関する法律」において、「埋葬または焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行ってはならない」と規定されており、散骨や手元供養については規定がなされていないのが現状でございます。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

町営墓地は管理者が白浜町で、墓の所有者は個人が墓地使用許可を得て使用させていただいていますが、最近一部の墓地では地盤沈下が起こり、墓の囲い石が下がってきています。地震などでの墓石の傾斜や倒壊を心配する声が管理者としては把握はできているのでしょうか。また、どのように対処するのかお尋ねします。

○議 長

番外 生活環境課長 廣畑君

○番 外（生活環境課長）

町営墓地の一部で、長年の雨水等の影響により地中の土砂が流され、沈下した箇所があることは把握してございます。共用部及び未使用区画の沈下箇所につきましては、都度、修繕等の対応をしているところでありますが、状況がひどい箇所等については、使用不可区画として取り扱っているところでございます。

また、使用区画の修理等については、全て使用者の責任において行うこととなっているので、使用者において対応をお願いしているところでございます。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

公営墓地の地盤が沈下したと考えられる場合、厚生労働科学研究報告書では、本来は自治体が負うべき責任ではなく、整地や土地改良などを行った施工業者の業務の過失責任が問われる事案だが、古い工事の瑕疵があったことを立証することがかなり困難であることを考えると、修復、復旧などは自治体で行わざるを得ないのではないかという見解もあります。また、1件分だけではなく、横並びの墓地に地盤沈下が見られる場合、墓地の設置時からの整地に問題があるのではないかと考えられます。町営墓地の中にもそのような事案があれば、経年や地震の影響で大きな崩落や倒壊を未然に防ぐ対策を、管理者として調査し、対処していただくことを提案します。

次に、無縁墓の整理に当たっては、法律に基づき1年間の立札設置や官報で公告などを行った後、継承者がいなければ、土地の使用許可などを取り消して墓を撤去、遺骨を改葬し、破棄された墓石は処分場などで細かく砕かれ、道路工事用などとして再利用されると聞きます。

最近町営墓地の中に白い立札をよく見かけますが、返納区画なのか、また、現在このような状態の墓は何基あるのか、対応や今後について説明を求めます。

○議 長

番外 生活環境課長 廣畑君

○番 外（生活環境課長）

白い立札を設置している区画につきましては、議員ご指摘のとおり、返納区画でございます。全部で106区画あり、草刈り等の環境整備をするときの目印として設置しているものでございます。

また、無縁墓や未使用地の整理につきましては、現在、使用者が亡くなっている区画を中心に継承者を特定する作業を行っているところであり、特定できたものから、順次、返納などの手続を行っているところでございます。ただ、継承者も特定できない区画等もございしますので、そういった区画の対応につきましては、今後も取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

白浜では無縁さんと言われている無縁墳墓がありますが、ここには何体まつられているのでしょうか。近くのお寺のご住職が掃除をさせていただいているのを偶然見かけたことがあります。「ありがとうございます」と自然と言葉が出ました。白浜にご縁のあった方々が眠る場所ですから、ご住職も、私もですが、安らかにと手を合わせました。住民の方に土地の提供をいただき、町が設置したこの無縁墳墓をどのように供養されているのか、お尋ねします。

○議 長

番外 民生課長 中本君

## ○番外（民生課長）

身元不明者等のご遺骨につきましては、長年にわたり白浜町斎場にて保管を行ってまいりましたが、その数が増加するにつれ、斎場での保管場所の確保が困難となったことに伴い、平成22年に白浜町中央墓地に「無縁者之慰霊碑」を設置し、一定期間引取りがなかったご遺骨を無縁仏として中央墓地に埋葬しています。

供養につきましては、昨年、本年と、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できませんでした。例年8月頃に、三段壁での投身者供養と併せ、中央墓地にて無縁者供養として実施しております。

これまでに無縁仏として埋葬されたご遺骨は、81体にのぼります。

## ○議長

14番 水上君（登壇）

## ○14番

墓地には、地域を愛した人々の生きた証が残る大切な空間で、地域全体で守り、無縁化の不安がない新しい墓地の在り方を検討していく必要があります。その際、歴史・文化の継承の場や防災拠点や住民が日常的に集う公園としての墓地の活用など、住民の地域福祉向上の観点を踏まえながら、行政と住民が協力して働く協働によるまちづくりの一環として、墓地の再生計画を検討することが重要だと研究者は言います。

無縁化や維持管理の担い手の問題を抱える墓地に関する再生と、安心して永眠できる場所としての墓地を福祉サービスの一環として、人が生きているときも亡くなった後も大切にす町の実現を目指している自治体もあります。

医療・介護の問題とともに、お墓の問題も人生を考える上で非常に大切な問題で、今、墓地を見てもところどころ放置墓と思われる箇所があります。墓は民法上の個人の所有物ですから、墓地埋葬法で認められていても改葬は難しいと察します。放置されている無縁墓の返還と整理を進め、墓の再活用も考えていかなければならない時期が来ているのではないかと。人口減が顕著でこれからの墓地に関する住民の不安やニーズにどのように応えていくか、大きな課題であると思います。町の考え方、方向性、また取り組めることをご尋ねします。

## ○議長

番外 生活環境課長 廣畑君

## ○番外（生活環境課長）

墓地行政における町の考え方や方向性についてですが、墓地等につきましては、地域の地理的状況や風俗、習慣等地域の实情に即した運用が望ましいとされています。

町営墓地の状況を見ましても、近年はほとんど新規の応募がなく、返納者のみが増えている状況であり、今後も人口構造や家族形態の変化が進むことが予想される中、町営墓地の在り方についても検討する必要があると考えてございます。

また、無縁墓等の対応につきましても、現状それほど多い状況ではありませんが、今後におきましても、無縁墓をつくらない取組等も進めていかなければならないと考えているところでございます。

現在、町営墓地の管理をしていく上で、一番の課題となっていることは、使用者が亡くなり、継承されていない墓地が増えているところでございます。これはそのままにしておくと未管理地の増加、無縁墓化する可能性が高く、時間がかかる取組ではございますが、引き続

き整理を進めてまいりたいと考えています。

今後も町営墓地につきましては、地域の方々に安心して使用していただける空間となるよう、環境整備や維持管理を行ってまいりたいと考えていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

継承者がいない無縁墓対策については、まず調査とその撤去が挙げられますが、今後、人口減で無縁墓を撤去して更地にしても、新たな需要が見込めるか、無縁墓を放置したほうがコスト的にはよいという判断も他所ではあるそうです。

無縁墓対策については課題が多いと思います。既存の墓地をいかに効率よく運用するかも課題となっており、確かに時間がかかる。少子高齢化が進み、全国で同じ問題を抱えた自治体が多い。白浜町では墓地台帳、使用者台帳の整備はできていると思いますが、無縁墓の整理なども進め、課題解決に取り組んでいただきたいと思います。

これでこの質問は終わります。

○議 長

以上で、町営墓地の管理についての質問は終わりました。

次に、新庁舎や図書館建設の進捗等についての質問を許可します。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

次に、新庁舎や図書館建設の進捗について伺いたいと思います。

役場庁舎や図書館の新設について要望書や請願が出て、もう10年以上経っています。

庁舎はまず耐震化をしましたが、ここ旧館は建設から60年余り、それから構造からして使い勝手は決してよくないです。2階の女子トイレでは狭く、手や身体が壁にぶつかる状態です。

過去の資料では、老朽化している役場本庁舎について、10年後を目標に建て替え、新庁舎が完成するまでの間は既存の庁舎を耐震補強し、並行して新庁舎建設のための整備基金を2015年度から毎年1億円程度積み立てる。現本庁舎の耐震補強工事は2015年から2016年度で終わるとありました。現本庁舎の規模はRC造地下1階地上2階延べ約3,800平方メートル。1961年に旧館が完成し、1982年に新館を増築しました。

2012年度に耐震診断し、耐震性に問題があったため、2013年4月に本庁舎耐震対策庁内検討委員会を設けて検討、8月に方針をまとめ、検討委員会の報告書では、庁舎を建て替える場合、3階建て延べ約4,700平方メートルの庁舎や、駐車場約220台分を備える敷地約7,800平方メートルが必要と算出されました。事業費は新たな用地を取得して建設する場合は約25億円、町有地に建設する場合は約19億円と試算しました。このうち建築工事費は16億4,000万円、本庁舎を新築するための財源として、2015年度から2021年度まで年1億円程度を積み立てる。2022年度から24年度にかけて新庁舎を建設し、2025年度から供用を始める予定だと記録にありましたが、いまだかなわず。基金は数年前に図書館新設と一本化とし、複合施設としての案もあるのかと思いますが、現



在の進捗はどうかの説明を求めます。

○議 長

水上君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井瀬君

○番 外（町 長）

水上議員より、役場庁舎及び図書館建設の現在の進捗に関するご質問をいただきました。

役場本庁舎に関しましては、平成24年度に実施しました耐震診断の結果、震度6強から7程度の大地震に対し、倒壊または崩壊の危険性が高い分類に区分されるI s値が0.3以下という診断結果となりました。

この診断結果を踏まえ、平成25年度に設置した本庁舎耐震対策庁内検討委員会において、建て替えも含めた本庁舎の耐震対策についての検討を行い、平成26年8月に出された具体案は、「法定耐用年数を超過した現庁舎は、大規模改修により延命化を図っても長期にわたる使用は困難である。また、事務の拡大やOA化等に伴う狭隘化など、多くの課題に対応するためにも、建て替えに当たっては、建設予定地の選定や基本構想など、事業完了までに少なくとも5年以上を要する事業であること、財源を確保する為にも、庁舎整備基金への計画的な積立てを実施する必要性があることなどから、10年後をめどに新庁舎が開庁できるよう進めるものとし、その間における現庁舎の耐震性の対策として、必要最小限の暫定的な耐震補強工事を行うものとする」ものでありました。

このことにより、当町は、建設予定地の選定を含めた本庁舎の建て替えを基本としつつ、財源確保のために、平成27年度から庁舎等整備基金に毎年度1億円程度の積立てを行うとともに、その間における耐震性の確保のために、必要最小限ではありますが、平成28年度に耐震改修工事を実施したところでございます。

議員のご質問にもありましたように、本庁舎耐震対策庁内検討委員会より出された報告書の、新庁舎建設に向けたスケジュールでは、2022年度（令和4年度）から2024年度（令和6年度）にかけて新庁舎を建設し、2025年度（令和7年度）から供用開始する内容としておりますが、議員ご承知のとおり、町の財政状況は、平成30年度より財政調整基金の取崩しが続いております。このような中で、昨年令和2年度については、庁舎等整備基金への積立てができておらず、今年度においても積立金の予算化には至っておりません。

新庁舎については、建て替えるという基本に変わりはありませんが、現在、担当課に対し、本庁舎に各事務所、富田事務所と日置川事務所の各庁舎を含めた検討を行うよう指示しており、少し時間を要したとしても、将来を見据えた持続可能な行財政運営に向け、新庁舎の建設予定地の選定や全体構想については、社会情勢の変化や基金の積立状況を十分に見極めながら着手したいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

鉄筋構造の耐用年数はおよそ50年から60年だと伺っていましたので、大地震があれば庁舎がもたないと心配しておりましたが、耐震改修ができて、建物の耐力度においては多少延命化ができたと思います。先ほど町長の答弁の中にありました。

しかし、内部は旧構造で使い勝手がよいとは言えない。これまで庁舎についての答弁は、耐震補強とともに大規模な改修による延命化を図ったとしても、将来にわたってどの程度の安全性が確保できるか、また狭隘化などの現庁舎の抱える問題点の抜本的な解決につながらないことから、速やかに建て替えを行えるよう対処していくことが望ましい。その財源を確保するためにも、庁舎等整備基金への計画的な積立てを実施して、安心な町の拠点として整備し、建設予定地も審議すると町は説明してきました。

先ほどの町長の答弁にもありました。その頃には庁舎検討委員会やパブリックコメントも必要なのではないかと提案しました。庁舎整備検討委員会は庁内だけの話ではなくて、やはり一般の皆さんのご意見もいただくということの視点からでございます。それから、その提案をしましたが、あれから報告もありません。役場職員からも構想案を募り協議をするのも一案だと思います。

3年前、町長は具体的には進んでいないのが現状でと、今回も説明の中ではそうでした。議員指摘の部分も将来的な構想の中では1つ検討していく内容であろうかと思うと。今後、検討課題と押さえると答弁されていました。

また、2015年度よりの庁舎等整備基金の積立てが、2017年度末では総額約3億3,400万円と報告されていて、当時に今後も建て替えに向け努力してまいりたいと答弁をされましたが、ここ数年、基金予算は減額され、現状では、先ほど説明がありました、昨年と今年度も基金の積立てはかなわないかもしれないという。そして、現在、基金総額は約5億円と説明を受けました。それで、人口減が言われる中で、税収も減少し、先延ばしになると、試算が出た頃からすると資材も高騰し、ますます新設に向けては難しくなるのではないかと。自主財源の確保や当初計画の見直しなども課題となりますが、実現に向けてはどのように考えているのか、お伺いします。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

議員ご質問のとおり、人口減少による税収の減少や昨年からの新型コロナウイルスの感染拡大による町内経済に及ぼす影響等を考えると、先延ばしすることも、より難しくなる可能性もあろうかと思えます。

また、平成26年に出されました「本庁舎耐震化対策検討報告書」の中で、その当時見込んでいました補助金や緊急防災・減災事業債を充てることができないなど、本町にとって有利な財源が見込めないことから、財源の確保を含め、より慎重に時期等を見極めていく必要が、今後あると考えています。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

それでは、庁舎以外にも町立図書館について。このことも、触れてみたいと思いますが、本館と白浜、富田、日置川の各地域にそれぞれ分室がありますが、どの施設も老朽化、狭隘化が進み、整備が求められて久しい。2007年12月には「町立図書館の早期建設を求める請願書」の紹介議員になりました。この請願は、議会採択されております。14年たち、請願を出し、建設を心待ちにしている方々から、どうなっているのかと、度々問われていま

す。さらに、図書館協議会から、2008年12月15日付で、白浜町立図書館基本構想が提言され、教育委員会では、白浜町図書館検討委員会を設置し、委員会では白浜町における図書館の在り方を調査、検討し、結果は2011年10月3日に答申が出て、この答申を基に図書館整備基本構想が2014年2月には策定されていますが、しかし、整備はいまだ済んでいません。

公立図書館は図書館法に基づいて自治体が設置し、教育委員会が管理する教育機関であり、人々の知る権利と個人の学ぶ自由を無料で保証し、その目的を資料の提供という手段で果たす施設です。

特に町立図書館は、町民が生き生きとした生活を営むためのまちづくり、ひとづくり、地域の文化の拠点、情報センターとして町民の暮らしにとって大切なものです。地域に欠かせない基本施設だと、基本構想にあります。

最後に、町長と教育長にお尋ねします。具現化に向けて、先ほど町長からいろいろ庁舎についての、そして基金についての説明もございましたが、具現化に向けて、どのように検討されてですね、建設に向けて財源確保も含めた考えというのはおありでしたら、お聞かせください。

○議 長  
番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

まず、私のほうから、ご説明申し上げます。

まず、新庁舎に伴って図書館の建設事業というの、前からの大きな課題であります。今現在は、基金の積立てをずっと行ってきましたけれども、できてない部分もございますので、基金の積立てだけではなかなかすぐにといいわけにはいかないと思っております。やはり新しい庁舎をどこに持っていくかということももちろん考えた中で、複合的な施設ということであれば、恐らく本庁舎の建設とともにそこの中に入れるという方法もあるかというふうには思っております。

ただ、その辺も今後、町民の皆さんにもいろいろなご意見を聞きながら、庁の中でもこれからまとめていきたいと思っておりますので、具体的にまだ何年後とかいうことはなかなか言えませんけれども、少なくともこの図書館の現状については、多角的に多くの方がやはり訪れていただけるような交流の場、あるいは地域文化の拠点となるような、そういった観点からも検討すべきだというふうには思っておりますので、引き続き庁内の検討委員会のみならず、町民の皆様にもいろいろご指導とか、あるいはご提言をいただきたいというふうには思っております。

○議 長  
番外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

ただいま、水上議員から、新庁舎や図書館の建設進捗等についてご質問をいただきました。

町長のほうから、新庁舎のほうについては答弁がありましたので、私のほうからは、図書館の進捗等についてご答弁をさせていただきます。

町立図書館は、町民が生き生きとした生活を営むためのまちづくり・ひとづくり、地域文化の拠点・情報センターとして、町民の暮らしにとって大切な、地域に欠かせない基本施設

でございます。

現在、当町では、町立図書館として、本館、白浜分室、富田分室、日置分室をそれぞれ設置していますが、いずれも老朽化、狭隘化が進んでおり、整備が求められています。

教育委員会では、平成26年2月、白浜町立図書館整備基本構想を策定したところですが、新図書館の建設に当たりましては、財源の確保をはじめ、町政を取り巻く諸条件の変化を見極めながら対応していかなければならないと考えています。

これまでの経緯であるとか詳細については、教育次長のほうから説明をさせていただきます。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

図書館建設に係ります経緯につきましては、平成30年に議員からご質問をいただきまして、ただいま議員からご説明がありましたとおりでございます。

進捗の状況ですが、教育委員会が抱える教育財産は多数ございまして、やはり老朽化が進む施設等々があります。町長が先ほど答弁をされました、庁舎との複合施設という1つのお考えもございすけれども、それにこだわることなく、いろんな施設の改修が求められてございますので、当然、財源が全てでございすので、有効な財源が、例えば文科省であったり、内閣府のほうから示された段階で、それに対応できるようないろんな幅広い考えも持つておかないと、庁舎と同じということだけにこだわりますと、臨機応変に対応できないのかなというのがありますので、事務局としましては、いろんな施設の複合化であったり、場合によっては単独で図書館のいいところがあるとか、そういう状況を常に見極めながら、アンテナを高く張ってはおるんですけれども、やはり図書館建設となりますと多額の費用がかかりますので、その辺の財政状況であったり、補助金の関係をずっと調査しながら、いろいろな案を考えてはいるんですが、そのタイミングというのが今お示しできるような状況にないというのが現状でございます。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

町長、教育長の答弁をいただきました。担当課のご説明もいただきました。

やはりもう何年にもなりまして、状況としては財源の確保が大変難しい時期にあるというのは承知しております。

ただ、やはりこういう請願も出て、基本構想もできている中では、定期的にやはり説明責任もあるんじゃないかと思えます。本当にできるのかというような。この町、文化的にも施設がないというか、文化施設もなかなかないですし、そういうことに関しては住民の方の声が多く届いておりますので、実現に向けて、町も教育委員会も、ぜひご尽力いただきまして、新たな何か見解が見えたら、説明をまたしていただき、住民の方と一緒にまたその辺は考えて進めていただけたらと思えます。

では、これで、以上で、図書館については終わります。

次に、先頃、高台移転した海南市を訪問しました。新しくなった庁舎内でロビーや会議室などで、市のロゴ入りのバックパネル、インタビューパネルとも言うのだそうですが、設置

されております。記者会見の背景や他所ではイベント会場や婚姻届、出生届を提出する際などの記念撮影コーナーとしても利用されているようで、ボードの表面に、色を違えた市松模様のロゴを配置しております。

私も海南省で訪問記念にパネル前で写真を撮ってきましたが、設置、収容が手軽で持ち運びが簡単だそうで、様々な場所で使えます。取材を受ける人物の背景に映り込むことを考慮し、広告、PRを目的として作成、使用されるので、記者会見の場や役場に入って右の待合場所にも置かれるとよいと思います。

最近企業でも活用されていますが、白浜町でもロゴ入りや名所入りのバックパネルを提案するので研究し導入されてはいかがでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

現在のところ、直ちに使用できるというバックパネルのほうは製作していません。ただ、例えば、企業や大学等との連携協定の調印式などでは、白浜町と相手方の名称、町章やロゴの入ったパネルを製作し、メディア向け等に対応しているところではありますが、今後、製作、常設の是非も含めて検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

調べますと、あまり高価なものではなくて、それから、記者会見、町長の記者会見であるとかいろいろな場で使っていただけそうですし、この頃はテレビを拝見していますと、いろいろな場でそういうバックパネルを見ることがあるかと思います。どうかまた、町でも導入していただける方向で検討していただけたらと思います。

これで、私の質問を終わります。

○議 長

以上をもって、水上君の一般質問は終わりました。

○議 長

暫時休憩します。

（休憩 10 時 39 分 再開 10 時 46 分）

○議 長

再開します。

通告順2番、10番 松田君の一般質問を許可します。

松田君の一般質問は分割方式です。通告質問時間は40分でございます。質問事項は、1つとして、防災・減災対策について、2つとして、企業版ふるさと納税の活用についてであります。

初めに、防災・減災対策についての質問を許可します。

○議 長

10番 松田君（登壇）

○10 番

ただいま、議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を始めます。

まず初めに、災害時におけるお湯等飲料の確保のための支援についての質問をいたします。

平成7年の阪神・淡路大震災や、平成23年の東日本大震災、さらには一昨年に関東・東北豪雨など、我が国では、これまでも地震、津波、さらには台風等による風水害など多くの災害が発生しています。

このような経験から、国をはじめ各自治体では、防災・減災に対する意識が高まり、各地でその対策や防災訓練などが講じられてきております。

そのような中、被災時には、その初期段階及び避難所において飲料を確保することが重要でございます。近年、飲料自動販売機の中には、災害時に被災者に対し無料で飲料を提供する災害支援型自動販売機があり、各地方自治体においては、災害時に被災者に飲料を提供することを目的に、飲料メーカーとの災害支援協定を進めている自治体もあります。

中でも、東日本大震災の経験から生まれた災害対応型紙カップ式自動販売機は、災害発生後、電気、水道が確保されれば、災害時に、お湯、お水等、特にお湯が無料で提供できるため、赤ちゃんの粉ミルクの調乳やアルファ米の調理等において大きなメリットがあると言われております。

これまでの主な実績としては、常総市での鬼怒川決壊による避難所では、9月10日の提供開始から10月10日の避難所閉鎖まで、延べ8,000杯が提供されました。

また、昨年4月の熊本地震では、災害協定締結先の医療機関において、1日最大500杯の提供がされ、各地から派遣された災害派遣医療チームの方からも「お湯の提供は大変に助かった」との声も出ております。

そこでお伺いいたします。

本町においても、このように災害時に指定避難所や病院等において、お湯等飲料を提供できる災害対応型紙カップ式自動販売機の設置の推進として、災害協定の締結を検討すべきであると考えますが、当局の答弁を求めます。

次に、タクシー等を活用した災害時輸送協定についての質問をいたします。

自然災害リスクが増大する中で、災害時は、命を守るための避難行動が何よりも重要です。

平成30年7月豪雨では、西日本を中心に、広域かつ同時多発的に、水害、土砂災害が発生し、大きな被害となりました。その豪雨のときに、避難行動を促す情報が発令されていたにもかかわらず、自力での避難が困難な在宅の要配慮者に対して、介護タクシー事業所がボランティアで緊急輸送し、避難させることができたということがありました。

介護タクシー事業所は、旅客輸送に必要な普通自動車二種免許と介護初任者研修等の資格を持ち、車椅子やストレッチャー対応の車両など、要配慮者が移動するための介助、福祉環境が整えられております。

千葉県の船橋市は、要配慮者を避難所から福祉避難所へ移送することなどを対象に、介護タクシー事業所をまとめる船橋市福祉限定事業者連絡会と、災害時における緊急輸送等に関する協定を締結されております。

また、東日本大震災以降、タクシー事業所と災害時における緊急輸送業務等に関する協定等を締結する自治体も増えてきており、地震や台風などの災害が起こった場合、タクシー事業者は自治体等の要請で、通常の乗務から緊急輸送業務等として避難行動要配慮者等を輸送することも想定されております。

以上のように、大型台風の発生など近年多発する豪雨災害の備えとして、タクシー等を活用した災害時での輸送については、自主避難が困難な方の支援としても有効であると考えます。

そこで、お伺いいたします。

1点目として、災害時、または災害が発生する前に、避難行動要配慮者への支援として、タクシー事業者のような民間活力を利用とした避難タクシーとしての支援も考えられます。また、地域にある指定避難所や指定避難場所から福祉避難所へのスムーズな移送として、専門的な福祉の資格を有する介護タクシー等の活用を積極的に推進すればと考えます。

本町としても、より迅速に要配慮者を輸送するため、実効性のある協定をタクシー事業所等と協定締結しておくことで、幅広い輸送体制を確立できると思いますが、当局の考えについて。

2点目として、災害時の自主避難が困難な方の避難行動要支援者個別支援計画の作成に当たっての福祉避難所等への避難移動について、どのような支援を考えられているのか。個別避難支援計画の作成での進捗状況と、考えられている避難移動についての支援について。

3点目として、本町において運転免許自主返納支援事業として、「運転免許返納時に満65歳以上であること」「令和3年4月1日以降に運転免許を自主返納していること」「自主返納日から1年を経過していないこと」を要件に、白浜町内のタクシー事業者で利用できる初乗り乗車運賃額のタクシー助成券12回分の1回限りの助成をされておりますが、これらの要件以外にも、高齢者、妊婦さん、未就学児、身体障がい者等も対象になるように、交通弱者の移動支援での位置づけとなる、タクシー運賃補助の拡充に取り組んでいただき、自主避難が困難な方も、手軽にタクシーを活用できればと考えますが、以上3点について、当局の答弁を求めます。

○議 長

松田君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま、松田議員から災害時における飲料の確保に関するご質問をいただきました。

東日本大震災におきまして、長期にわたる避難生活を余儀なくされていた方の支援のため、紙カップ式自動販売機が設置され、避難者にコーヒーなどの温かい飲物が無料で提供された経験から、災害対応型紙カップ式自動販売機が生まれたと伺っております。電気、水道が確保されれば、避難者にお湯や水も無料で提供され、赤ちゃんの粉ミルクの調乳や薬の服用水としても大変有効だと思っております。

本年4月には、和歌山県庁にも設置されたと伺っており、今後、町でも具体的な取組ができないか、検討してまいりたいと思っております。

町の災害支援型自動販売機の設置状況なども含め、詳細につきましては、担当課長から答弁申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君（登壇）

○番 外（地域防災課長）

まず初めに、町では災害発生時において、被災者に提供することを目的とした、飲料メーカー様との間で災害支援協定を締結いたしまして、停電をしても缶飲料等を取り出すことができる災害対応型自動販売機を、役場本庁舎1階玄関横と裏口にそれぞれ1基ずつ設置しております。有事の際には、この自動販売機の扉を開けまして、自動販売機内のワイヤーを引くことなどで缶飲料等を取り出せ、被災者に提供ができるようになってございます。

議員からご提案のございました、災害対応型紙カップ式自動販売機によるお湯や水の提供は、発災後に電源と水が確保さえできれば、幼児の粉ミルクの調乳やアルファ米の調理などにも幅広く活用できることから、大変メリットがあるものと考えております。

避難所などに、この災害対応型自動販売機を新たに設置する場合は、施設の利用状況から事業所の採算性などを検証しなければなりません。現在、各公共施設に設置しております自動販売機を更新する際に、災害対応型紙カップ式自動販売機の導入を検討するとともに、今後普及を図る上で有効な方法の一つではないかと思っております。

また、指定管理者により運営している町の施設もございましたので、ご提案いただきました自動販売機の有効性などを周知してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議 長

番外 民生課長 中本君（登壇）

#### ○番 外（民生課長）

まず1点目の質問でございます。

要配慮者の移送につきまして、基本的な考え方として家族等の支援者が要配慮者を移送することを前提としていますが、広域的な災害が発生した場合、自治会組織などを含む避難支援関係機関だけでは十分な対応ができないことも想定されますので、被害の防止及び災害の軽減を図るため、避難に時間を要する高齢者や障害者などの要配慮者が避難する上で、タクシーなどの公共交通を利用することは、速やかに安全な場所へ避難する有効的な手段として考えられますので、取組等を行っている自治体の事例を参考に調査、研究してまいりたいと考えています。

次に、2点目としまして、福祉避難所への避難についてです。

現在、町が開設する福祉避難所としては、町内に1か所ございますが、指定避難所からの移動におきましては、避難行動要支援者の支援者となられる方の移送に頼るのが現状となっております。介助者1名も一緒に避難することができるようにしています。

また、福祉避難所ではありませんが、平成23年度に「災害時等における地域の安心の確保等に関する協定」を町内の福祉事業所と締結しており、その中には、「要援護者の移送」として、「白浜町からの要請で、自施設への移送を行うよう努めるものとする」としており、福祉事業所を活用する場合は、移送も可能かと存じます。

個別避難計画の作成の進捗状況でございますが、避難行動要支援者953名中、支援者がいる個別計画の作成者が107名、約11.3%となっております。しかしながら、本年5月の災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされたことにより、作成に伴う費用が令和3年度から地方交付税措置されることとなっており、令和元年9月議会で議員から提案された相談支援専門員や介護支援専門員の協力も視野に入れながら、個別避難計画の作成に鋭意努力してまいりたいと思います。



避難移動支援であります。災害時には、どうしてもマンパワーが必要となってきます。町職員での移動支援は限りなく難しいと考えられることから、災害ボランティアや一般ボランティアの協力により、支援体制を構築していきたいと考えています。

続きまして、3点目のご質問ですが、関係課等におきまして、交通弱者対策を検討しております。対象者として運転免許返納者や高齢者を考えていまして、タクシーを利用する場合にその運賃の一部を助成するタクシー券の助成制度を考えているところです。

制度内容につきましては検討中でございますので、方向性等が決定した段階で、議員の皆様方にご説明させていただきます。

○議長 長

それでは、松田議員の防災減災対策についての再質問を許可します。

○議長 長

10番 松田君（登壇）

○10番 番

まず最初に質問をした災害時におけるお湯等飲料確保のための支援についてより、近年多発する大型台風などの災害の備えとしても、東日本大震災などの経験からもあるように、お湯等飲料の確保をすることは防災の備えとしても大変有効であり、また、当局の答弁より、災害時対応型紙カップ式自動販売機の普及を図る重要性の認識もしていただいていると解します。

防災対策として必要とされる場所への設置としての普及が進むよう、提言いたします。

また、次の質問でのタクシー等を活用した災害時輸送協定についてより、避難行動要配慮者の避難時での移動支援、交通弱者支援については、他の議員の方も地域住民の皆様より一度は相談を受けたことのある最も身近に感じる共通課題の1つでもあると思います。

地域の住民のニーズに即した交通弱者支援等の施策を進めていくためには、私たち白浜町議会と町当局とが問題意識を共有し、取り組んでいかなければならない課題であると考えております。

先ほども述べさせていただきましたが、自主避難が困難な方の移動支援としても、タクシー事業者等との災害移送協定も含め、タクシーを活用しやすくなるような施策の充実を提言させていただきます、この項についての質問を終わります。

○議長 長

1つ目の防災減災対策についての質問は終わりました。

次に、企業版ふるさと納税の活用についての質問を許可します。

○議長 長

10番 松田君（登壇）

○10番 番

企業版ふるさと納税は、正式名称を「地方創生応援税制」といい、企業が地域再生法の認定地方公共団体が実施する「まち・ひと・しごと創生寄附活動事業」に対して寄附を行った場合に税制上の優遇措置が受けられる仕組みで、地域活性化に貢献した企業の税負担を軽くする企業版ふるさと納税の制度を使い、企業から寄附を集めようという自治体が増えてきております。

寄附集めには国の認定が必要で、認定自治体の数は令和3年8月の時点で1,194あり、

実際に約1年間で2.8倍に急増いたしました。昨年春から税の軽減割合を引き上げ、手続きも大幅に簡素化した結果が出た格好でございます。本町においても第2次白浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略として、「観光振興」「農林水産業振興」「商工業等の振興」「若年者向けの定住促進」「雇用の創出」「子育て、福祉、教育の充実」「防災対策」等の事業を策定されています。これらを具体的に進めていくためには、財源とあらゆる人材、マンパワーが欠かせないと考えます。

次に、企業版ふるさと納税の活用事例を紹介いたします。

山形県南陽市は、コロナ禍で生活に影響を受けている同市出身の学生を支援しようと、企業版ふるさと納税を活用した食の支援事業を始めました。食は、南陽産の「コメ」「グルメセット」「スイーツセット」のいずれかを学生に送り、南陽市の公式LINEで申込みをします。

南陽市は「故郷南陽の食」を送ることで、若い世代との新たなつながりをつくり、将来Uターンなどで人口を拡大する狙いがあるとしています。山形県内の5企業から各社10万円の寄附を受け、南陽市出身で県外に居住しながら大学、専門学校などに在学している学生に食の支援を実施しております。

ほか、別の自治体の活動事例として、町と提携する町内金融機関が行う奨学ローンについて、卒業後、町内に定住している場合、元金及び金利の支払い相当分を実質全額補助することで、若者の町外流出を抑制するとともに、進学等で町外に流出した人材のUターン就職につなげ、地場産業への優秀な人材の確保と子育て世代の流入増加を図る取組の事例もあります。

また、町内の自然を生かした体験型、参加型の環境学習を促すことにより、交流人口の増大と地域の活性化を図る取組もされているところもあります。

そこでお伺いいたします。

1点目として、本町におきましても、厳しい財政運営の一助にと期待もある企業版ふるさと納税を活用した事業展開に向けての、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」として、地域再生計画の策定に向けて取り組まれているとお聞きしておりますが、企業版ふるさと納税の活用を想定した事業として、どのような具体的な事業内容を想定されているのか。また、今後の活用展開はどうされるのか、当局の考えについて。

2点目として、先ほど紹介した企業版ふるさと納税を活用した事例を参考に、本町でも、コロナ禍での学生支援及び若者世代の定住促進を目的にした事業や、地域活性化につながる事業の実施があればと思いますが、当局の考えについて。

3点目として、企業登録の推進をどのように考えられているのか。

最後に4点目として、企業版ふるさと納税での人材派遣型というものがあり、企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識、ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実、強化を図ることが期待されております。

以上のように、地方自治体にとってメリットのある企業版ふるさと納税での人材派遣型を地域の活性化に活用できればと思いますが、当局の考えについて、以上4点について当局の答弁を求めます。

○議 長

松田君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

○議 長  
番 外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

松田議員より企業版ふるさと納税についてのご質問をいただきました。

企業版ふるさと納税につきましては、松田議員からもご説明がありましたが、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除が受けられる仕組みで、平成28年に創設されました。

令和2年度の税制改正により、地方創生のさらなる充実、強化に向けて、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、税額控除の割合が引き上げられ、最大で寄附額の約9割が軽減されるなどの大幅な見直しが行われてございます。

企業版ふるさと納税における本町の現状ですが、令和3年3月に策定しました第2次白浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、地域再生計画である「白浜町まち・ひと・しごと推進計画」を策定し、本年の8月20日に内閣府の認定を受けたところでございます。

企業版ふるさと納税の活用を想定した事業として、どのような具体的な事業内容を想定しているのかとご質問をいただきましたが、企業版ふるさと納税を活用して実施する事業は、第2次総合戦略に位置づけられたものであれば、雇用の創出や移住・定住の促進、結婚・出産・子育ての支援、まちづくり等、地方創生を推進する幅広い分野の事業が対象となります。

現時点において、ふるさと納税の活用を考えている具体的な事業はございませんが、幅広い分野の事業が対象となり、財源確保の面からも有益であることから、庁内において本町の活性化につながる寄附活用事業について検討を進めてまいりたいと考えています。

次に、ご紹介いただいた企業版ふるさと納税を活用した学生支援や若者の定住促進を目的とした事業、地域活性化につながるような事業の実施についてのご提言をいただきました。

令和2年度の税制改正以降、企業版ふるさと納税を活用する自治体が増えてきており、国においても企業版ふるさと納税の活用事例集が作成され、様々な特徴的な取組が紹介されています。本町におきましても、今後これらの他市町村の事例も参考にしながら、企業版ふるさと納税を積極的に活用し、地方創生事業に取り組んでまいりたいと考えています。

また、寄附をいただく企業の登録推進のご質問についてでございますが、企業版ふるさと納税は、寄附を行う企業の本社が所在する地方公共団体への寄附ができないこととなっており、白浜町に本社がある企業からの寄附は受けられません。多くの寄附を受けるためには、企業側からの寄附の申出を待つだけでなく、町から寄附を行っていただけそうな町外の企業に対するアプローチも必要となってきます。

そのため、経営者が町の出身者である企業や、包括連携協定を締結している企業など、町にゆかりのある企業や、寄附活用事業と関連の深い事業を行っている企業など、今後も私も先頭に立って取り組んでまいりたいと考えております。

最後に企業版ふるさと納税の人材派遣型制度の活用についてのご質問にお答えいたします。

企業版ふるさと納税の人材派遣型制度は、企業版ふるさと納税の仕組みを活用し、専門的知識、ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実、強化を図るものとして、令和2年10月に創設されました。企業から企業版ふるさと納税に係る寄附があった年度に、寄附事業の人材を寄附活用事業に従事する地方公共団体の職員として任用する場合や、地域活性化事業を行う団体等であって、寄

附活用事業に關与するものに採用する場合に、人件費相当額を含む寄附額の最大約9割の税の軽減効果を受けることができます。

町としましても、人件費を負担することなく、専門的知識、ノウハウを持った人材を受け入れることができる制度でございますので、活用に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議 長

10番 松田君（登壇）

○10 番

今、町長よりの答弁にあったように、企業版ふるさと納税のメリットとして、これからの地方創生事業を進めていく上で幅広い事業にも活用でき、また財源の確保や専門的知識を持った人材の活用といった面からも、大変有益な制度であると考えます。

本町も人口減少や財政などの課題もあり、こういった制度を活用していくことは町の将来に向けても必要不可欠なことであると思っております。

まだまだスタートに立ったばかりではございますが、この制度をうまく活用しながら、町の将来につなげられるような施策を図っていただくことを提言し、一般質問を終わります。

○議 長

以上で、松田君の一般質問は終わりました。

○議 長

暫時休憩します。

（休憩 11時16分 再開 12時53分）

○議 長

再開します。

南議会運営委員長より報告を願います。

6番 議会運営委員長 南君（登壇）

○6 番

休憩中の議会運営委員会の協議の結果をご報告いたします。

本日は、通告順4番 正木議員まで一般質問を行い、その後、散会することになりましたのでご了承をいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議 長

それでは、引き続き一般質問を行います。

通告順3番、2番 楠本君の一般質問を許可します。

楠本君の質問は分割方式です。通告時間は60分です。

質問事項は、1つとして、町長の政治姿勢について、2つとして、町の行政課題についてであります。

まず、町長の政治姿勢についての質問を許可します。

○議 長

2番 楠本君（登壇）

○2 番

通告順に従いまして、一般質問を行います。

私の質問方法は分割方式でございます。

まず、白浜町長等の給与について、お伺いしたいと思います。

和歌山県市町村データブック、「指標から見た和歌山県のすがた」の位置づけについて、若干質問したいと思います。

町長、副町長、教育長、いわゆる特別職の給与について、お伺いしたいと思います。

まず、町長に、ご自身の給与についてどのように感じているのかお伺いしたいと思います。

和歌山県市町村データブック「指標から見た和歌山県のすがた」には、県内の市町村の人口、産業構造、市町村の職員数、普通会計の決算状況、基金の状況などが記載されています。また、市町村長、副市長村長の給与も載っています。

町長もお持ちであると思いますが、町村長の給与をみて、白浜町長の給与はどのように感じているのでしょうか。

この和歌山県市町村データブックの普通会計決算状況を見ると、地方税収入が記載されています。市を除く21町村の令和元年度普通会計決算状況を見れば、我が白浜町の地方税収入は21町村のなかで一番の収入であります。当然、人件費も地方税収入において賄われています。他の市町村と比較すると、地方税収入より人件費の方が多く占める市町村が10町村あります。白浜町はそれだけ財政的にも恵まれている町であることがわかります。

繰り返しになると思いますが、財政的にも、財政力指数、経常収支比率、財政調整基金でも、学校の耐震、防災無線、新型コロナ等の基金の減少がありますが、今朝ほどの質問の中で、財政調整基金もかなり使っているということではありますが、手前みそながら他の町村より健全と言えます。

そこで、町村長、副町村長の給与等が21町村の何番目に位置しておるか、お伺いしたいと思います。

それから報酬等審議会の関係についてお伺いします。

現在の町長等の給与等に関する条例改正が、平成15年引下げ改正となり、以来、附則での時限的なものでなく、本則において、恒久的に給料を減額したため、以降、白浜町長において減額したままの給料等が引き継がれた状況になっております。

一般的には未来永劫、首長に留まるわけではないのですから、首長の給与を減額するのであれば、条例の附則で、例えば100分10を自身の任期中は減額するとお決めになるのが一般的であります。

町長の諮問機関である、白浜町特別職報酬等審議会では、過去何度か開かれたことは承知しております。5年前に白浜町特別職報酬等審議会に町長は議員報酬について、諮問されました。

審議会では、「議員報酬を審議する前に、町長、副町長の給与を元に戻すことが先決であり、そのような中で、今、議員報酬を審議することはできない」との答申を受けたわけでありませう。併せて「特別職に係る手当率については、国等の取扱いに準拠する場合に限り、審議会への諮問を要しない」との答申が出されました。

この答申を受けて、現在の特別職に係る手当率は、平成29年12月に条例改正が行われ、議員も含め改定されております。この答申を受けて、町長等の給与等に関する条例改正について、町長選挙のこともあり、議員の思惑と異なり、合意に至らなかった経過がございます。

審議会の委員の皆さんのご意見は、私はもったもであると思います。白浜町長の給与は、

県内の町村長の給与を見ると非常に低いと思うわけであります。私は県内の町村の経済、観光においても中心的存在であるし、他の町村にも影響がある町であると思います。白浜町長の毎日の公務の大変さを考えれば、あまりにも低過ぎると思います。

白浜町は地方税収入に見合う行政需要が多い町です。休日、祝日の業務も執務状況から見ても、公人とはいえ、ゆっくり自身の時間を取ることが少ないと思います。町長のご自身の仕事量からして、ぜひとも県内の町村の水準まで引上げを行う、せめて減額分を元に戻すよう条例改正をすべきだと思います。

そこで、白浜町長等の給与に関する条例（平成18年白浜町条例第39号）の一部を改正する時期を明示されたいと思います。現在の首長の給与額では、逆に議員の報酬を下げるのが相当、これは議員報酬の基準が首長の3分の1ということで、なりかねないと思います。

紀南の中核としての役割を果たすためにも、仕事量に見合う給料が必要ではないでしょうか。所見を賜りたいと思います。コロナ禍において、いろいろなご意見を町長は心配されるかもしれませんが、どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

今朝ほどの質問でも、財政的にも裕福な町ではありませんけれども、私はこの条例を改正する必要があると思いますので、この点についてお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○議 長

楠本君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま楠本議員からの町長等の給与について、ご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、人口、財政力指数は県内町村で2番目であり、地方税収入は、令和元年度の数字ですが、21町村で一番多く、役場職員の人件費もこの地方税収入で賄われており、他の町村に比べても財源には余裕があると認識しています。

しかし、ここ数年は、学校施設の耐震、防災無線の更新等、大型事業や新型コロナウイルスの感染拡大により、経済の落ち込みもあり、税収の減少、財政調整基金の取崩しも多く、厳しい状況であると言えます。

町長の給与についてどのように感じているのか、また、白浜町長の給与は県内21町村の何番目に位置しているのかというご質問であります。データブックを見る限り、県内21町村で町長給与は15番目で、副町長は16番目であります。

楠本議員が言われるように、白浜町は県内の町村の中で、経済力、観光力もあり、他町村に負けないように、そして、紀南のリーダーとして取り組んでいかねばなりません。

私自身の時間も取れないのではとご心配をいただきましたが、私自身、休みを惜しんでも白浜町の実現、進展に力を注いでいくことが公人である身として当然のことと考えています。

給与については、私自身で高い、安いとの判断はなかなかしにくいところではありますが、白浜町特別職報酬等審議会から答申されたとおり、町長等の給与を元に戻す条例改正をしなければ、30年以上変わっていない議員報酬の審議もできないわけであります。議会におかれましては、自身の身を切る思いで議員定数の削減を行い、そして全国的に地方議員のなり手不足が大きな課題となっている中で、住民が立候補しやすい機会をつくることも重要であ

ります。

町長等の給与等に関する条例改正につきましては、ご質問をいただいたことも踏まえ、再度、白浜町特別職報酬等審議会にもお諮りし、できれば近いうちに議案を上程させていただきたく取り組んでまいりたいと考えます。しかし、私のこの任期中は現状の給与とするよう、給与減額を附則に盛り込みたいと考えています。

給与額に関係なく、繰り返しになりますが、ほかの町に負けないう、紀南地域の町のリーダーとして取り組んでまいりますので、何とぞよろしくお願ひします。

○議 長

再質問があれば許可します。

○議 長

2番 楠本君（登壇）

○2 番

ただいま、町長から答弁をいただきました。

最後に私は、町長は条例を改正しても、任期中の条例の附則で給与を減額するとおっしゃいましたが、減額して19年も経過しております。白浜町は県内町村の中でも財政的にも行政事業でもトップクラスであると思っています。私は改正する条例の本則のとおり、額を受けとるべきであると思っています。条例改正の議案を、上程までに少し時間はありますが、十分県内の状況も見て、時期とタイミングを考えてご判断されますよう、お願ひ申し上げます。私の町長の給与についての質問を終わります。

○議 長

以上で、町長の政治姿勢についての質問は終わりました。

続いて、町の行政課題についての質問を許可します。

○議 長

2番 楠本君（登壇）

○2 番

2点目の白浜町最終処分場の延長契約終了後の取組についてご質問をいたします。

紀南広域廃棄物最終処分場の供用開始が7月1日より開始されました。

紀南10か市町村の一般廃棄物、紀南地域から出た産業廃棄物を15年間埋め立てすることとなっております。地元関係者を始め、田辺市の努力に感謝申し上げますとともに、埋立ごみの分別収集を徹底しなければならないと思います。

さて、白浜町最終処分場については、平成30年3月に、延長契約で令和5年3月末まで契約を結んだところでありますが、現状について何点かお伺ひしたいと思います。

思い起こせば、平成10年に供用開始して以来、幾多の困難な事態が発生し、先輩議員と地元の方々と深夜遅くまで話し合いしたことがあります。

1つは、仮置きしていた埋立量を一度に投入したため、塩分濃度が上がり、杉の枯死問題が発生しました。蒸発散方式の失敗、さらには工事中に活断層が見つかり、矢板の追加工事等の問題が発生し、公害防止対策協議会を設立し、課題解決に協力してきた経緯があります。

その中で、いよいよ令和5年までに、もうすぐでございます。

1つ目は、紀南広域廃棄物最終処分場との間で令和5年3月以降も白浜町の埋立残土を、投棄することができるのか伺ひしたいと思います。

2点目は、養生期間が必要であると思いますが、何年か、その際の土地賃貸料はどうなっているのか、伺いたいと思います。

3点目は、平成25年11月16日に和泉リサイクル公園跡地利用について見学に行ったことがあります、その後の状況が変わってきております。関係者と協議する必要があると思うが、当局の見解を賜りたいと思います。

4点目は、椿地区フィールドワークの目的で大阪経済大学と連携事業として実施することであるが、跡地利用も将来構想の中に入れるべきと思いますが、見解を賜りたいと思います。

○議 長

楠本君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま、楠本議員より、白浜町最終処分場の延長契約終了後の取組について、ご質問をいただきました。

椿にある白浜町最終処分場は、平成10年4月から供用を開始して以来、今年で23年の運転を行っています。

当初の契約では、20年間の契約でありましたが、紀南10市町で構成している広域最終処分場の整備ができていなかったため、設置区である椿区、土地所有者へ説明し、令和5年3月末までの5年間の埋立て期間延長の同意をいただきました。

また、埋立て容量につきましては、当初4万3,000立方メートルでありましたが、高速道路建設用道路を設置の際、埋立地の形状を変更したため、3,000立方メートルが増え、4万6,000立方メートルとなっております。令和3年3月末現在で、残容量は約1万1,000立方メートルであり、令和5年3月末までの埋立ては十分可能でございます。

白浜町最終処分場につきましては、議員ご指摘のとおり、建設当初、様々な課題があったことは承知しております。地元区民の皆様や関係者の方々に度重なるご心配をおかけしましたことを改めておわび申し上げますとともに、深いご理解、ご協力をいただきましたことに感謝いたしております。

詳細につきましては、担当課長より答弁申し上げます。

○議 長

番外 生活環境課長 廣畑君（登壇）

○番 外（生活環境課長）

私のほうから、議員より1点目のご質問につきましてご答弁させていただきます。

令和5年4月からの白浜町の焼却灰等につきましては、紀南広域廃棄物最終処分場へ搬入する予定でございます。

次に2点目のご質問の、養生期間とその際の土地賃借料に対する考え方についてでございますが、最終処分場の廃止につきましては、主に浸出水の水質が排水基準に適合し、2年間以上保持することや、ガスの発生量の増加が2年以上認められないことなど、11項目の廃止基準や3項目の維持管理基準に適合しなければ廃止することができません。そのため、埋立処分停止後においても水処理施設の運転等が必要となり、養生期間も含めて施設を完全に閉鎖するには5年程度の期間は要するものと考えています。



また、土地賃借料につきましては、契約書に基づきまして、令和8年3月31日までとなっておりますが、水処理施設の運転等が必要となくなり、施設を閉鎖する閉鎖期間に基づく変更協議も必要になってくるものと考えているところでございます。

3点目のご質問の跡地利用の協議につきましては、確かに議員がおっしゃるとおり、平成25年当時、関係者の皆様と跡地の利用方法について、和泉リサイクル公園へ見学に行ったときは大きく状況が変わってきており、今後につきましても、跡地利用の方法については、地域の方々と協議を進めてまいりたいと考えております。

4点目のご質問についてですが、議員ご指摘のように、大阪経済大学の学生が中心となって、樺地区の活性化を目的としたフィールドワークを実施しているところでございます。その中で、最終処分場の跡地利用の将来構想も検討に入れるべきではとのご提案でございますが、本フィールドワークの趣旨としまして、学生の視点から地域の課題とその解決策を提案することになってございます。そのため町より課題を提供するのではなく、学生自身が現地を回り課題を見つけるといった学生主体の連携事業となっております。

また、現在、フィールドワークにつきましては、既に学生に対する内容説明、中間講評を終了していますので、本事業の中においては最終処分場の跡地利用を検討いただくのは難しいと考えているところであります。

当町は、大阪経済大学をはじめ近畿大学や桃山学院大学といった連携事業を行っている大学がございます。今後このような機会があれば、取組課題にできないか検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○議 長

再質問を許可いたします。

○議 長

2番 楠本君（登壇）

○2 番

再質問を行います。

高速道路の建設用作業道に対する契約終了後の管理について伺いたいと思います。

当初、林道に格下げして、維持管理していきたいと申されましたけれども、災害時、現在の町道はJRの鉄橋の下が通れない状況であるので、現在の作業道は生活道路の意味合いがあると思います。国交省の人は林道に格下げされましたけれども、立派な道であります。将来にわたってこの道は生活道路の一環であるので、維持管理をしっかりとやってもらいたいと思います。

それから、公害防止対策協議会でも報告があるところですが、ダイオキシン等の水質検査、海域状況調査等は、養生期間中も継続されるのか、伺いたいと思います。

以上です。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

楠本議員から高速道路建設用作業道の維持管理についてのご意見をいただきました。

この高速道路建設用作業道は、近畿自動車道松原那智勝浦線、いわゆる紀勢自動車道と白

浜町との維持管理等に関する協定を締結し、平成29年3月31日付で、林道として国交省近畿地方整備局から移管されております。したがって、農林水産課が担当課となりますが、維持管理につきましては、他の林道同様維持管理に努めてまいりますのでご理解をよろしくお願いいたします。

○議 長

番外 生活環境課長 廣畑君

○番 外（生活環境課長）

議員よりご質問をいただきましたダイオキシン等の水質検査について、養生期間中も実施されるのかというご質問です。

養生期間中につきましても、ダイオキシン類調査、水質調査、そして串本海中公園に委託している放流口の海域状況調査を引き続き実施してまいります。

○議 長

再々質問がありましたら。

2番 楠本君（登壇）

○2 番

ございません。以上で私の質問を終わります。

○議 長

町の行政課題についての質問は終わりました。

以上をもって、楠本君の一般質問は終わりました。

○議 長

暫時休憩します。

（休憩 13時23分 再開 13時27分）

○議 長

再開します。

通告順4番、5番 正木君の一般質問を許可します。

正木君の質問は一问一答方式です。通告質問時間は60分です。

質問事項は、1つとして、新型コロナウイルス感染症対策と経済活性化について、2つとして、教育関係機関での新型コロナウイルス感染症対策について、3つとして、海水浴場等における事故等への対策について、4つとして、高嶋（円月島）の保全について、5つとして、環境衛生問題についてであります。

それでは、まず初めに、新型コロナウイルス感染症対策と経済活性化についての質問を許可します。

○議 長

5番 正木君

○5 番

それでは、何点か伺います前に、議長並びに同僚議員のご理解の下、発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

今回の質問事項は、コロナウイルス関係で何点か伺います。

まず、全国の医療機関並びに従事者、そして関係者に感謝申し上げます。そして、当白浜町においても、町長をはじめ役場の職員の皆さん、各会場でワクチン接種においてご尽力い

ただいていることに敬意を表したいと思います。ご苦労さんでございます。まだまだ先が長かろうと思いますけども、以後、どうぞ住民保健課長の泉君を筆頭に、頑張ってくださいようお願い申し上げます。

私も国策の中で、議長共々楠本議員もありますけども、65歳以上の優先接種の中で5月、6月で接種を終えてきた次第です。若い者にとっては本当に無礼千万の年寄りだと思いますけども、これも国策の中で優先順位でしてきた事実でございます。今後、白浜町においても若い世代に移行していきますように、どうぞご尽力のほどよろしくお願い申し上げます。

先般も、はまゆう病院でのクラスター発生との、テレビ、新聞等での報道でありますけれども、現況はどういう状況でございますか。町長にまずお伺いしたい。

○議長

正木君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

○議長

番外 町長 井潤君（登壇）

○番外（町長）

ただいま、正木議員から新型コロナウイルス感染症対策等についての、特に先般、白浜はまゆう病院での新型コロナウイルス感染症のクラスターの発生がございましたので、それにつきまして、はまゆう病院での新型コロナウイルス感染症の発生状況をお話しさせていただきます。

あの時点では、まず、発生した時点で、担当課から一報が入りました。その後、はまゆう病院院長からも報告がございました。その報告によりますと、8月29日に、はまゆう病院内で患者様と病院職員に新型コロナウイルス感染症が確認され、田辺保健所の協力の下、院内での感染状況を調査し、院内感染の状況が明らかになるまで、外来診療、入院診療、健診業務は全て中止とし、また、ご家族の方の面会は、緊急を除き一律禁止とするとのことでした。

詳細については、担当課長からご説明申し上げます。

○議長

番外 住民保健課長 泉君

○番外（住民保健課長）

白浜はまゆう病院での新型コロナウイルス感染症の院内発症によりまして、全職員約380人と全入院患者様約180人のPCR検査等を実施し、その後も当該病棟で勤務する職員に対して、勤務前のPCR検査等の実施をしまして、感染者数につきましては、病棟スタッフ、同じ病棟の入院患者様と、これには退院患者様も含むのですけれども、計9名となったところでございます。

感染者は1病棟内の発生であったため、外来診療、救急診療、健診業務につきましては、9月2日より再開となったところでございます。

以上です。

○議長

5番 正木君

○5番

ただいまの白浜町における接種率というのかな、当初、和歌山県においては全国から優秀な県だなど、こういう評価をいただいたところでありましたけれども、仁坂知事も胸を張っておいりましたけれども、今、だんだんと他府県に抜かれたような状態の中で、我が白浜町の接種率はどのぐらいにいらっしゃいますか。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

ただいま、正木議員から白浜町のワクチン接種率につきましてご質問をいただきました。

9月13日現在で、接種対象者は満12歳以上の方が約18,800人ございます。そのうち接種を希望された方で1回目の接種をされた方が1万4,495人、接種率につきましては77.0%となります。

また、2回目の接種をされた方につきましては1万2,582人、接種率につきましては66.87%となったところでございます。

○議 長

5番 正木君

○5 番

我々町民においては、本当の中核の施設のはまゆう病院でございまして、町長におられましてはその兼務の中で町長兼理事長でおられます。ここの中核医療機関であるにもかかわらず、退院した人が隣町というんですか、近辺の老健施設のほうでうつされた、感染したという一部の報道もありました。やはり病院で一番、和歌山県で一番最初に発生したのは有田の病院だと思いますけれども、我々の誇りであるはまゆう病院、ここでクラスターが発生したというんですか、これは大きなインパクトがありまして、他府県から「正木さん、どないなっているの」という問合せも多々ありました。

その中で、院長をはじめ集団接種において協力をいただいた、先ほども申させていたたいたんですけれども、あちこちの集団接種会場にドクターをはじめ看護師さん、いろんな方が協力してくれたのは感謝しておりますけれども、はまゆう病院でクラスターが出たと、俗に言う不名誉な事案でございまして、町長としてはどう思われておりますか。

○議 長

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

白浜はまゆう病院の入院患者様と病院スタッフに新型コロナウイルス感染症が確認されたことにつきましては、真摯に重く受け止めております。今後、より安心して安全な病院を目指すことが私どもの責務であると考えております。

このたびは、外来診療、新規入院や検診業務の一時中止によって、患者様、利用者の皆様にご心配とご迷惑をおかけいたしました。今後も引き続き感染対策に留意して業務に取り組んでいきたいと考えております。

○議 長

5番 正木君

○5 番

4番目でございますけれども、振り返れば約2年近くになりますか、横浜港でのプリンセ

スダイヤモンド号からの対応で、外の問題やなど、私も外からながめていた1人として、ここまで世界中が蔓延していくというような危機感は当時持っていませんでした。

その報道から始まったと、後で議会でも問題提起がありましたけれども、ある人は、白浜、白良浜は夏に暑いから大丈夫やと、こういうような論を張っていた方もありましたけれども、やはり今の時世の中で、ウイルスはもうフォーシーズン、各地において感染しておる状況でございます。そして見えない敵との闘いでありましてけれども、日本全国では約170万人感染されて、現時点で1%の1万7,000弱ぐらいの死亡者ですか、そういう報道の中で記憶しておりますけれども、我が和歌山県では約5,000人余りの感染ですか、逼迫した状況の中、今まさに病院自体が崩壊の現状であります。

やはり町民の命を守る、近辺も含めてですけれども、議長もあちらこちらの組合のほうでご尽力をいただいていることを感謝申し上げますけれども、町民の命を守るという立場の中で再オープンをされたと思いますけれども、はまゆう病院は大丈夫でしょうか。

○議長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

ただいま、正木議員からはまゆう病院についてのご質問をいただいております。

和歌山県内の話になるんですが、和歌山県内におきましても、7月中旬頃から新型コロナウイルス感染症が第5波に入っており、田辺保健所管内においても、連日、新型コロナウイルス感染者が確認されておるところでございます。

和歌山県においては、一時期病床の使用率が96.5%となり、その後、病床を約600床に増やしております。また、県は9月1日からホテルでの宿泊療養についても運用を開始しておるところでございます。

9月15日の現在なんですけれども、入院患者は167名で病床使用率につきましては27.5%と減少しております。新型コロナウイルスの感染が拡大しますと、医療機関が逼迫するおそれがございますので、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の防止のために、町民の皆様方には基本的な感染対策や、慎重な行動を取っていただきたいと考えております。

現在、田辺保健所管内におきましては、やはり先ほども答弁させていただきましたが、連日感染者が出ているところがございますので、当田辺保健所管内につきましては、やはり少し病床も使用率も上がっているかと考えております。

以上です。

○議長

5番 正木君

○5番

私の質問でランダムに行ったり来たりの部分に、感じている幹部もあると思いますけれども、今まさに北海道から沖縄までレッドゾーン、イエローゾーンで、本当に白地の県というんですか、そういうのが和歌山も含めてほんの僅かで、大変な蔓延している状況でございます。

その中で、やはり白浜町において、先般、話はそれますが、商工会を通じてのチケットが送られてきました。これは素直に私も受け取りました。その中でワクチンを打った接種者、2回ワクチンを打っておられる方のインセンティブというんですか、証明書なり俗に言

うパスポートというんですか、そういう部分で、今、本部、中央の政府の中でも議論に入ろうとしています。経済を回していかなん。そういう中で飲食共々今ロックがかかっておりますけれども、やはり証明書、ワクチン接種証明、パスポート、陰性証明、そういう部分でヨーロッパも含めていろんな部分で先行しておるところも現実としてあります。

我が白浜町として、町長、2万人そこそこの町ですけども、先ほど住民保健課長から言われましたけど、まだ天端までいってないのでということですけども、やはりみんなプラスチックというんですか、そういう部分がありますのでね、いろんな商工が関与しているところは皆しんどくなってきていると、そういう中で、接種証明とワクチンパスポートというんですか、今外国ではスマホというかああいう部分でパッと提示したら店内に入ってよろしいと、そういうような制度も見受けられます。白浜町においてはそれはまだ時期尚早だというような感じなのか、ぜひとも、接種率が上がってきたら取り入れたいというのか、そこらのところは町長、どういうお考えですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町長)

現時点では、新型コロナウイルスワクチンの接種が済んでいることを証明する書類として、ワクチン接種をされた方には、接種済証、それから接種記録書がございます。また、海外渡航を予定している方に対しましては、ワクチンパスポートを発行しております。

また、国は接種証明書のデジタル化についても検討していることから、新型コロナウイルス感染症の感染抑制や経済活動につながっていくのではないかと考えております。

今後、ワクチン接種のデジタル化が実現すれば、社会経済活動の再開において、例えば行動制限の緩和ですとか、あるいはイベント等の制限緩和、飲食店におけるサービスや割引などの活用ができるのではないかと思いますので、国の動向を注視しながら、白浜町といたしましても可能なところから取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長

5番 正木君

○5 番

6点目、このコロナウイルスとの問いには、私はウイズコロナ、つまり共存です。先般の東京オリンピック・パラリンピックと同様、共生という共に生きていくというような存在という部分で、私はコロナの位置づけというんですか、そう思っております。

つまり、あと一、二年はインフルエンザ並みに落ち着くのには時間がちょっとかかるんじゃないかと、このように思っておりますけれども、極力やはり予防に努めることが大事と思っております。

また、今回は国がワクチン費用を負担していただいておりますけど、今後、今まさに、ブースターとかブレイクスルーとかいうような言葉が飛び交っておりますけども、今後、3回目接種、いろんな部分が中央でも議場に上がってきているような状態だと思います。その中で今後、3回目、4回目とブースター接種というんですか、後追い接種の費用というのは、今まさに国が2回目まで持っていますけども、3回目、4回目になったら相当費用負担が国もそこまでと、こういうような論理に入っていくと思いますけど、ブースターについて、町長、もしそういう部分で3回目を考えているというのであれば、伺いたい。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

ただいま、正木議員から今後の町の対応についてご質問をいただきました。

現在、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、医療機関の皆様方のご協力をいただきながら、接種を希望される方に、一日でも早く1人でも多くの皆様に接種できるよう、ワクチン接種事業に取り組んでおります。予定では、10月上旬には希望される全町民の方にはほぼ接種ができると考えております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、変異株等の出現により感染状況が今後どのようなになるか、非常に不透明なところもございます。

また、今後、新型コロナウイルスワクチンの効果をさらに高めるため、3回目の接種を行う可能性もあり、現時点では接種費用等の負担などの詳細は分かりませんが、来年以降もワクチン接種体制、接種計画を考えていく必要がございます。

町といたしましては、国の動向に注視し、また県や医療機関などの関係機関と連携しながら、ワクチン接種体制の強化に努めたいと考えております。

○議 長

5番 正木君

○5 番

以上で、私の新型コロナウイルス感染症対策と経済活性化についての質問を終わります。

○議 長

以上で、新型コロナウイルス感染症対策と経済活性化についての質問は終わりました。

次に、教育関係機関での新型コロナウイルス感染症対策についての質問を許可します。

○議 長

5番 正木君

○5 番

教育関係の分野でのコロナ対応を質問します。

これは教育委員会に若干民生と兼ねているような部分はあると思いますが、教育には変わりありませんので、幼児教育、小学校、中学校、白浜の教育委員会の所管の中で学童保育も含め、営業日、学校の営業日のガイドラインの設定はされているんですか。

○議 長

正木君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

幼児教育というところから、説明させていただきます。

保育園、幼稚園の開園の基準について、厚生労働省より、保育園については、保護者が働いており、家に一人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、原則として引き続き開所することとしています。ただし保育園においても感染予防に最大限配慮することが必要であり、保育園の園児や職員が罹患した場合には、市町村の判断の下、臨時休園が行われるとともに、また、開園する場合にも、手洗いなどの感染拡大防止の措置を

講じたり、卒園式等の行事の規模を縮小して行ったりするなど、感染の予防に努めるよう通知がありました。

実際に保育園で園児や職員が罹患した場合は、その地域の感染状況を踏まえ、園全体を休園にするのか、感染者の在籍するクラスだけ休園するのか、自主登園にするのか、保健所等、関係機関と協議を行い、判断することになります。

○議 長

5番 正木君

○5 番

前段に申しましたけども、民生と教育委員会と若干兼ねている部分があるんですけども、私はくどいように言いますけども、保護者、幼児の方は、やはりもし陽性の判定が出たときには、高学年の子を一人置いて仕事へ行くのとまた違う状況に想像するんですけども、保育園、幼稚園の保護者は、ましてやシングルマザー、シングルファザー、片親の負担ですか、そのときに大変な部分があるかと思うんですけども、小学校高学年、中学生だったら「賢くしておいてよ」と言う部分で済むと思いますけど、今、民生課長のほうから、やはりそのように答弁をいただきましたけども、私はそこにガイドラインも含めてそごが出てくるのかなと、こう思っているので、再度、民生課長、どうお考えですか。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

休業補償的なものは町としては考えてございませんけれども、保育園が臨時休園となった場合には、保育料を納入していただいている家庭について、厚生労働省の通知に基づき日割計算をし、還付をさせていただきます。

○議 長

5番 正木君

○5 番

それでは、本体の教育委員会において、幼稚園、小学校、中学校の今のコロナ対応の中でガイドラインがあれば、教えていただきたい。

○議 長

番外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

小学校、中学校における学校運営のガイドラインについて答弁申し上げます。

小中学校の学校運営につきましては、文部科学省が示した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～Ver 6」（2021年5月28日一部修正）に基づいて運用しています。

臨時休業の判断につきましては、文部科学省が示している「学校で児童・生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」に準じて対応していくことになります。

ガイドラインによる学級閉鎖の基準といたしましては、1番目として、同一の学級において複数の児童・生徒等の感染が判明した場合、2番目として、感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合、3番目として、1名の



感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合、4番目として、その他、設置者が必要と判断した場合、となっています。

また、学級閉鎖の期間としては、5日から7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童・生徒等への影響等を踏まえて判断することとなっています。

また、複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学年閉鎖、複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学校全体の臨時休業を実施することとなっています。

実際にそうした状況が生じた際には、感染者の発生場所や状況等により学校の対応が違ってまいりますので、和歌山県教育委員会、田辺保健所と連携を図り、指導を得た上で判断することとなります。

また、学童保育については、厚生労働省による「保育所における感染症対策ガイドライン」（2018年改訂版）（2021年8月一部改訂）に沿って、感染防止対策を実施した上で運営しております。

今後も保健所、和歌山県教育委員会と協議をしながら、対応に努めます。

○議 長

5番 正木君

○5 番

今、豊田教育長より答弁いただきましたけれども、やはり学校現場というんですか、現場と家庭との情報共有、そういう互いの信頼関係の中で必要であろうと思うんですけれども、それによって現場の先生の仕事のボリュームが増えると、当然そこにあると思うんです。やはり「うちの子どもは、先生、ちょっとこんなだけど学校を休ませてください」とか、そういうお互いの情報共有、認識、それによって先生がまたいろんな部分で仕事の量が、気苦勞だけじゃなくて、まして何もなかったらあれですけど、1人そういう体調不良で発症した場合は、先生がトップは校長ですけども、そういうところから教育委員会の中で大変な動き、ボリュームがあると思います。

そこらの部分をどうお考えですか。

○議 長

番外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

学校と家庭との情報共有についてのご質問に答弁申し上げます。

感染拡大防止に関しては、議員のご指摘のとおり、学校と家庭との連携、情報共有が不可欠です。家庭内感染が拡大している状況下では、感染拡大防止に向けて、学校は、児童のみならず家庭の情報も知っておく必要があります。可能な限りリスクを低減させる努力をしながら、学校教育活動を継続させていくために、先生方も現場で尽力されています。

また、毎日の校内消毒や手洗いの指導、コロナ禍での学習指導等、先生方の業務は多岐にわたっています。こういった取組は、昨年度から継続して行っています。感染リスクを抑えながら児童・生徒の学びを保障するために、多忙感を抱えながらも一丸となって取り組んでいるのが現状です。

また、学校内での感染拡大を防ぐためには、各家庭の協力が不可欠です。毎日の児童・生徒の健康観察はもちろんのこと、家族に発熱などの症状がある場合には、児童・生徒の登校

について考えることも重要ですし、感染者数が増加してくると、家族間の接触を控える必要も出てきますので、感染拡大防止に向け、家庭と連絡を密にしながら協力をいただいているところです。

児童・生徒の登校については、発熱等かぜの症状がありましたら登校を控えていただき、また、登校への不安（コロナ感染への不安）がある場合は欠席扱いとしない対応を行っています。

保護者の皆様には、これからも児童の体調を確認していただきながら支えていただければと思います。

○議 長  
5番 正木君

○5 番

突いたり引いたりの質問ですけども、先ほど中本民生課長にも答弁いただいたんですけども、やはり学校でも小学生でも低学年では親も心配で、仕事も休まんなん。そういうときに先般、テレビ報道でしたか、労働基準法の部分、労働局のほうからでもそういう手当というんですか、今教育長が欠席扱いにしない、どうのこうのとありましたけど、今度は親の負担の費用負担です。休んだら、パートの賃金で行ってある人とか、定額給与だったらまだしもですけど、日払いみたいな部分とか、出たら幾らという部分の労働者が大半の、白浜町においてもサービス産業においては女性軍は断然多いと思うんですけども、そんな場合ですけども、やはり休んだら減給されるというような、収入が減ると、そういう部分が私はあろうかと思うんです。

先ほども中本課長のときに若干追い質問をしましたけども、子どもの学年によって、リモートしておいてよ、お父さん、お母さんは仕事をしてくると。そして、小さかったら小さいなりに、夫婦で、今日はあんたが守りをしておいてよとか、そういう部分でいろんな家庭のパターンがあると思うんです。そういう部分で学校関係で、親の休業したときの、そこらのお考えはありますか。

○議 長  
番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

現在、小中学校におきましても、田辺保健所管内で感染者が発生していることに伴いまして、子どもさんもそうですけども、保護者の方もPCR検査の対象になるとか、念のためにされとかいう情報というのはいただいております。そうしたところで、国のガイドラインにおきましても、特に低学年に関しましては、なかなか家で一人でおれない。例えばお兄さんがいらっしゃって、低学年の子と一緒に休んで、家で見ておけるという状況のご家庭もあれば、一番上の方が低学年で下の子は保育園というような状況なんかも、ご家庭によって違いがございますので、一概に判断はできないんです。

先ほど正木議員がおっしゃられましたように、現在まで、この7月31日が期限だったと思うんですけども、昨年ありました小学校の臨時休業等に対応する支援金はなかったんですけども、先般、厚生労働省のほうから8月1日に遡ってこれを復活させるというようなことがホームページで載っております。まだ決定はされていないんですけども、公表されている以上は、その支援が、もし子どもを見るために仕事を休まなければならないという場合に

は、この支援が受けられるものと考えてございます。

○議 長

5番 正木君

○5 番

突いたり引いたりの質問ですが、今、次長から答弁がありましたけども、兄弟が、お兄ちゃんが、お姉ちゃんが、今まさに少子化の中で一人っ子が多い中で、だからその、兄弟がたくさんあればそれはいろんなカバーリングができますけれども、子どもさん一人で、そして幼児、親がシングルと、こういう状態であれば、やはりまたそこにサイクルが変わってくるかなと、そのように思っております。

引き続きまして、9番目、今まさに新学期、2学期が始業してスタートしたばかりですけども、市中感染以上に学校感染を心配しているところでございます。

また、それは中央でも、都会の何クラス、何十クラスとあるようなところで現実にクラスターが発生しております。大きな学校です。そこにおいて、白浜を含めて小学校で6校ぐらいあるかな、小学校、中学校も入れて、十幾つ施設があると思うんですけども、現場では、当然、そこに対策はされておると思いますが、そこらの準備万端の部分はどうなんですか。いかがですか。

○議 長

番外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

9月1日の2学期のスタートに際しましては、児童・生徒の様子や現状の確認のため、部活動を5日まで原則中止といたしました。

また1学期から継続して行っている毎日の校内の消毒、マスクの着用、黙食、3密の回避等、基本的な感染予防を徹底して行うとともに、児童・生徒の健康状態を常に確認しながら、体調の悪い場合は自宅で様子を見ていただき、コロナ感染を疑う症状があれば医療機関で受診していただくなど、保護者と連携して感染防止に努めているところです。

○議 長

あと残り20分です。

5番 正木君

○5 番

教育長、今、報道ですけども、学校によって給食を境目に午前中授業を受けて、給食をして帰る、給食を食べて昼から授業をうけると、こういう分散登校というんですか、そういう部分が報道で見受けられるんですけども、ソーシャルという部分で、そういう分散登校にしても、この学年は来てこの学年は休ませるとか、もし発生したら予防的に、A組、B組、C組とあれば、AとCをするとか、そこらの方策というんですか、そういうパターンは考えておられるのか。中央の文科省のガイドラインに沿って指針に沿っていくのだと、そこらはどうですか。白浜独自の部分があったら教えていただきたい。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

通告いただいておりますオンライン、分散登校の部分へも影響しようかと思うんですけ

ども、基本的にはガイドラインにおけます分散登校、またオンライン授業というのは、臨時休業または一時臨時休業した際に、学校へ出てこれないというのが原則にあります。その方たちにつきましては、当然陽性者の方もいらっしゃる、濃厚接触者の方もいらっしゃいます。それ以外の普段学校へ出てこれる状況であっても、休業してしまいますと学校へ出てこれないという、この現実が出てきますので、そうした方々、児童・生徒をどういうふうに学校へつなげていくかというときに、やはり分散登校であったりオンライン授業という形で運営していくというのがガイドラインで示されてございます。今のところ、町の中でそうした状況で分散登校であったり、オンライン授業をつなげていかなければならないという状況は大きくは発生していないんです。

ただ個別的には、濃厚接触になれば、2週間自宅待機になりますので、そうした子どもに対しては、濃厚接触であれば学校へ出てこれないので、その方に分散登校はあり得ないんですけれども、その方たちにタブレットをお渡ししたり、課題を提供したり、そういう形で今運営をしていますので、そういう形で運営をしてございます。

○議 長

5番 正木君

○5 番

簡潔にありがとうございます。

いろいろなオンラインも含めて、教育長、次長、やはり先生の現場の負担というんですか、そういうオンライン授業、いろいろな部分にたけている人はいいですけれども、なかなか現場の先生も、きゅうきゅうとしているのが報道されております。

親もそういう部分で、ITというんですか、オンラインの中でたけてある人だったらいいですけれども、なかなかそこにつながらないという現実も報道されております。ですから、そこらも含めて担当所管の部分に大変ご苦労がかかると思いますけれども、以後、尽力していただければありがたいなど。

教育関係はそれで終わります。

○議 長

以上で、教育関係につきましては終わります。

次に海水浴場における事故と対策についてを許可いたします。

5番 正木君

○5 番

ちょっと待って。その前に、議長、消防のこともあるんです。飛ばさないでください。

消防長がおられるんですけど、今、消防関係で、救急搬送、そういう部分で先般、職員もこの議場で検査という中で議題に上がったことも現実でありますけれども、十分搬送について、対応できているのか。先般、いろんなまつりごとの中で、関係職員が白浜町から何名搬送しましたと、そういう情報を聞いているんですけども、そこらのところ、きちっとコロナ対応で職員も2次感染に大変ご苦労されると思いますけど、どうですか。

○議 長

番外 消防長 久保君

○番 外（消防長）

現在、救急隊につきましては、新型コロナウイルス感染症の可能性のある傷病者を搬送す

るに当たり、総務省消防庁から令和2年12月15日に発出された「救急隊の感染防止対策マニュアル」を参考にして、感染防止を徹底して活動しております。

また田辺西牟婁地区消防指令センターでは、119番受信時から、必ずコロナ関連の聞き取りをして、可能性がある場合は救急隊に指令で情報を伝え、出動時に防護衣等を着用して出動するなどの対応をしているところであります。

搬送先については、保健所と連絡を取り、県が指定する医療機関への搬送を基本としております。令和3年1月1日から8月31日までの救急件数は1,150件であり、その中で新型コロナウイルス感染者を搬送した件数は4件となっております。

現在のところ、田辺保健所管内では病床がいっぱいになり、行き先が決まらず、救急車で何時間も待機するようなケースは発生しておりません。また新型コロナウイルス感染症に対応することで、ほかの災害事案に対応できなかったこともありません。

今後も保健所等などの関係機関と連携を図り対応していきたいと考えております。

**○議長**

次に海水浴場における事故と対策についての質問を許可いたします。

5番 正木君

**○5番**

次に観光関係では、サマーシーズンが終わろうとしていますが、先日も、淡路島の岩屋で3名の男女が昨日死亡しておりますけども、私どもの網不知湾にも、波が静かな湾ですので、そこでワンワンと水上バイクが走っているんです。そういう中で、今回、白良浜でも、サメ除けネットを上げたとたんに浜まで乗り上げてきて、ワーンと、やはりアピールしているんです。そういう観光客のはたで、ましてやこの沖で潜りをしている人の上をビューンと行くらしいんです。

そこらを含めて、これから簡潔に言いますけど、港湾庁、警察、漁協、いろんな各分野で、その協議会の中でいろんな対策、対応をしていただいていると思いますけれども、まさにあのモータースポーツというのはマリンスポーツも含めて、我々はウエルカムの町なんですけども、そこには節度があって、明石市なんかは防犯カメラで刑事訴追するような状況の町もあります。そこらを含めて、簡潔に、観光課長、ひとつよろしく。

**○議長**

正木君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

**○議長**

番外 観光課長 寺脇君

**○番外（観光課長）**

周辺の協議会についてのご質問と、対策について、答弁させていただきます。

白浜町内には、白浜警察署管内海域レジャー事業安全対策連絡協議会、また、紀南で構成されております田辺海上保安部を中心といたしました紀南各自治体、漁業組合、ダイビングショップ等で構成された紀南地区海上安全対策協議会、そちらのほうで様々な対応、取組を進めております。

**○議長**

以上で、海水浴場等における事故等への対策についての質問は終わりました。

次に、高嶋（円月島）の保全についての質問を許可します。

5番 正木君

○5 番

我ら白浜町のシンボル、瀬戸崎のほうの円月島、高嶋ですけども、あそこヘシーズンがオータム、冬になればなるほどサンセットで堤防の上へずーっと並ぶんですけども、あの円月島において、松枯れが目視できると、こういうように先般、観光課長に通告したんですけども、やはりそこらも含めて、伐倒駆除、注入したりいろんな樹幹注入をして松枯れ防止で相当な予算を年間対応していただいていますけども、なかなかあそこは平場と違うので、十何年前に何億とかけてあそこで養生をしていただいた記憶もございます。私ら議員も現場へ行きました。

その中で、あそこはなかなか松枯れというんですか、手当が難しいなど、自分でも分かっていながら質問をしているんですよ。

できるものなら伝播せんように、そこをカットして、苗木でも植えられるものだったら植えたらどうですかと、観光課長に質問したところですけど、どうですか。

○議 長

正木君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 観光課長 寺脇君

○番 外（観光課長）

正木議員から円月島の保全についてのご質問をいただきました。

円月島につきましては、有識者で構成されております円月島（高嶋）保全検討委員会によりまして、保全が図られておるところでございます。保全検討委員会では、これまで年1回から2回の上陸調査も実施いたしまして、保全工事箇所の経年変化や植生、落石状況の確認を行ってまいりました。

議員ご指摘の円月島上部に生えている松枯れにつきましては、以前より伐倒等の対応を行ってきたんですけども、近年の崩落等により、円月島上部へ登ることが非常に困難な状況となっているところがございます。今後も、引き続きまして、上陸調査等を通じて、円月島の状況を注視してまいりたいと考えておりますので、御理解よろしくお願い申し上げます。

○議 長

5番 正木君

○5 番

今まさに、先ほど突いたり引いたりですけど、水上バイクの問題、円月島の問題、それは今の近代文明のドローンを使ってでも、現状把握等、そういう監視も大事と思います。

参考にして、取り組んでいただきたい。

○議 長

以上で、高嶋（円月島）の保全についての質問は終わりました。

次に環境衛生問題についての質問を許可します。

○議 長

5番 正木君

○5 番

富田衛生組合の、これは半世紀近くになる衛生問題です。先ほど先輩である楠本議員が椿

の最終処分場にも言及されておりましたけども、富田川流域において、衛生施設が、上から言えば、保呂地区、平間地区、いろんな部分でご苦労されていることも先般、大往生されました溝口耕作議員から20年ほど前からお聞きしております。その中で同盟休校してと、そういう経緯もございます。

先般、西尾議長が壇上におられたとき、当ホストの井潤町長、そして田辺市の真砂市長、そして上富田の奥田町長ご出席の下で、私が発言の機会をいただきました。何かといえば、そこに継続的な案件が横たわっていると。我々議員もそこに予算執行の部分で確認していかんなんと、こういうような経緯の中で、質問というか発言の機会をいただきました。

やはりここはお互いの町の幹部の皆さんも含めて、きちっとした対応をして解決できればと、このように思っております。

そこで、町長、もしそういう答弁があればお聞きしますが、いかがですか。

○議 長

正木君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外 (町 長)

富田川衛生施設組合白鳥苑の協定期間については、もうご存じかと思いますが、令和8年の3月31日までとなっております。今、町を挙げて、関係者の皆さんと協議を進めておるところでございますので、議員の皆様にもご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

○議 長

環境衛生問題についての質問は終わりました。

以上をもって、正木君の一般質問は終わりました。

○議 長

一般質問の途中ですが、本日はこれをもって散会し、次回は明日9月17日金曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。

議長 西尾 智朗は、14時25分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和3年9月16日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員